

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社紀陽ホールディングス

【英訳名】 Kiyoholdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片山博臣

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【電話番号】 (073)426-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画部長 米坂 享

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	平成18年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	39,233	43,615	75,529	80,683
連結経常利益	百万円	4,558	7,192	996	8,206
連結中間純利益	百万円	4,666	7,425	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	3,297	8,180
連結純資産額	百万円	114,393	156,951	110,756	154,644
連結総資産額	百万円	3,199,395	3,392,773	3,245,141	3,326,278
1株当たり純資産額	円	145.32	163.75	139.07	159.53
1株当たり中間純利益	円	7.66	10.08	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	6.78	12.46
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	6.86	8.35	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	5.70	10.78
自己資本比率	%	3.53	4.57	—	4.59
連結自己資本比率 (第二基準)	%	9.93	11.44	9.52	11.58
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	36,497	78,443	46,515	△106,788
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△38,232	△74,942	4,709	1,844
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,539	△2,109	17,519	27,967
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	126,915	57,619	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	133,175	56,225
従業員数 [外、嘱託及び 臨時従業員の平均人員]	人	2,482 [1,204]	2,643 [1,154]	2,419 [1,195]	2,569 [1,175]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準(国内基準)を適用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 提出会社の最近2中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益	百万円	8,168	2,678	110	8,572
経常利益	百万円	7,822	2,400	11	7,987
中間純利益	百万円	7,873	2,370	—	—
当期純利益	百万円	—	—	5	7,946
資本金	百万円	42,600	58,350	42,600	58,350
発行済株式総数	株	普通株式 624,902,061 優先株式 57,796,000	普通株式 740,837,614 優先株式 74,308,000	普通株式 594,693,187 優先株式 66,096,000	普通株式 727,139,053 優先株式 78,236,000
純資産額	百万円	113,032	144,691	105,179	144,592
総資産額	百万円	118,062	149,738	111,882	149,632
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 2.50 第一種優先株式 14.00 第2回第一種優先株式 0.10 第4回第一種優先株式 5.00 第二種優先株式 10.00 第三種優先株式 6.70
自己資本比率	%	95.73	96.62	94.00	96.63
従業員数	人	68	50	53	52

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期中(平成18年9月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	その他の事業	合計
従業員数(人)	2,071 [1,057]	572 [97]	2,643 [1,154]

(注) 1 従業員数は、株式会社紀陽銀行の執行役員3人(当社従業員との兼任者1人を除く。)、嘱託及び臨時従業員1,169人を含んでおりません。

2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	50
---------	----

(注) 1 当社従業員は、株式会社紀陽銀行の出向者(48人)、同行の役員との兼任者(1人)又は執行役員との兼任者(1人)であります。

2 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、米国経済の動向や原油価格の高騰など一部に不安材料を抱えながらも輸出が持ち直しを見せ、企業の設備投資が増加するなど、生産活動は総じて緩やかな増加基調を続けました。

家計部門では、住宅投資は後半弱含みで推移しましたが、雇用情勢は緩やかに改善し、個人消費も持ち直しが見られました。このように、国内民間需要や雇用者所得の緩やかな増加に支えられ、国内経済は持続的な回復基調を示しました。

和歌山県経済は、緩やかな景気回復を続けてはおりますが、その足取りは全国と比べて依然遅い状態が続きました。雇用情勢に緩やかな改善が見られましたが、住宅着工件数に一部弱さが見られるなど個人消費が伸び悩みました。一方で、和歌山市などでは地価がようやく下げ止まる兆しをみせ、大企業の大型設備投資計画や和歌山市中心市街地活性化基本計画の認定など、明るい材料も垣間見られるようになりました。

金融面では、日本銀行による金融政策の変更は2月以降行われず、短期市場金利についてみると総じて横ばいで推移しました。株式・債券市場については、国内の景気回復期待などから、株高・債券安で推移し、為替市場については金利差に着目した円キャリー取引などにより円安が続いておりましたが、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮の影響により、不安定な動きとなりました。

上記のような経済・金融環境のもと、当社グループ（当社及び当社の関係会社）では、株式会社紀陽銀行を中心にお客様への総合的な金融サービスのご提供に努め、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました結果、当中間連結会計期間の連結ベースでの業績は、次のとおりとなりました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む。）につきましては個人預金・法人預金が好調に推移したことから、期中614億円増加し、当中間連結会計期間末残高は3兆1,369億円となりました。また、お客様の多様な資産運用ニーズにお応えするための投資信託、個人年金保険、国債など預かり資産販売も引き続き好調に推移いたしました。貸出金につきましては、大阪府下を中心とした積極的な営業展開により事業性貸出金、消費者ローンともに順調に増加しました結果、期中875億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2兆1,910億円となりました。有価証券につきましては、資金運用収益の確保のため、国内外への債券投資を増加させたことなどにより、期中704億円増加し、当中間連結会計期間末残高は8,797億円となりました。

損益面では、預金・貸出金とも計画を上回る水準となり、また、投資信託や個人年金保険の販売手数料などにより役務取引等収支が増加するなど本業部分が好調に推移するなか、経営統合のシナジー効果により営業経費が減少いたしました。さらに、当社グループの主要営業地域である和歌山県・大阪府の経済に明るい材料が見え始めたことや、地価が下げ止まりつつあることなどから、償却債権取立益も勘案した与信コストが減少いたしました。これらの結果、連結経常収益は436億15百万円（前中間連結会計期間比+43億82百万円）、連結経常費用は364億23百万円（前中間連結会計期間比+17億48百万円）となり、連結経常利益は71億92百万円（前中間連結会計期間比+26億34百万円）、連結中間純利益は74億25百万円（前中間連結会計期間比+27億59百万円）となりました。

なお、当社グループの中心である銀行業につきましては、上記の要因などにより、経常収益は403億11百万円、経常費用は332億13百万円、経常利益は70億98百万円となりました。また、リース業務、クレジットカード業務や電子計算機関連業務などのその他の事業につきましては、経常収益は51億86百万円、経常費用は50億85百万円、経常利益は1億円となりました。

当社単体の損益につきましては、子銀行からの受取配当金などの収入により、営業収益が26億78百万円、経常利益が24億円、中間純利益が23億70百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（第二基準）は、中間純利益の計上などにより自己資本額が増加したものの、貸出金残高の増加などによりリスク・アセットが増加したことから前連結会計年度末比0.14%低下し11.44%となりました。

○キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比13億94百万円増加し576億19百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引支払保証金の減少を主因に784億43百万円（前中間連結会計期間比+419億46百万円）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主因に△749億42百万円（前中間連結会計期間比△367億10百万円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主因に△21億9百万円（前中間連結会計期間比+24億30百万円）となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息が増加したこと等から資金運用収益が前中間連結会計期間比23億95百万円増加の313億33百万円となり、また預金利息が増加したこと等から資金調達費用が前中間連結会計期間比23億78百万円増加の53億75百万円となったため、前中間連結会計期間比17百万円増加の259億57百万円となりました。うち国内業務部門は248億73百万円となりました。役務取引等収支は、投資信託や個人年金保険の販売等により前中間連結会計期間比6億9百万円増加の50億32百万円となりました。うち国内業務部門は49億96百万円となりました。その他業務収支は、外貨調達に伴う外国為替売買損の減少や債券関係損益の減少等により前中間連結会計期間比10億89百万円増加の2億22百万円となりました。うち国内業務部門は3億17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	24,498	1,441	25,940
	当中間連結会計期間	24,873	1,084	25,957
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	26,038	2,988	89 28,938
	当中間連結会計期間	29,783	1,882	331 31,333
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,540	1,546	89 2,997
	当中間連結会計期間	4,910	797	331 5,375
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,383	39	4,423
	当中間連結会計期間	4,996	36	5,032
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,450	71	6,521
	当中間連結会計期間	6,958	66	7,025
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,066	31	2,098
	当中間連結会計期間	1,962	30	1,992
その他業務収支	前中間連結会計期間	△172	△694	△867
	当中間連結会計期間	317	△95	222
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,585	110	2,695
	当中間連結会計期間	3,104	96	3,200
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,757	804	3,562
	当中間連結会計期間	2,786	191	2,978

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間一百万円)を控除して表示しております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の合計の平均残高は、貸出金が前中間連結会計期間比1,129億円増加したこと等から、前中間連結会計期間比1,291億円増加し3兆2,233億円となり、利回りは、貸出金利回りが前中間連結会計期間比0.09%上昇したこと等から、前中間連結会計期間比0.07%上昇し1.93%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆2,123億円、利回りは1.84%となりました。また、資金調達勘定の合計の平均残高は、預金と譲渡性預金の合計の平均残高が前中間連結会計期間比1,418億円増加したこと等から、前中間連結会計期間比850億円増加し3兆1,484億円となり、利回りは、預金利回りが前中間連結会計期間比0.20%上昇したこと等から、前中間連結会計期間比0.15%上昇し0.34%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆1,388億円、利回りは0.31%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(171,167) 3,055,867	(89) 26,038	1.69
	当中間連結会計期間	(167,177) 3,212,338	(331) 29,783	1.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,012,220	22,041	2.18
	当中間連結会計期間	2,125,191	24,246	2.27
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,389	4	0.59
	当中間連結会計期間	8,477	44	1.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	678,511	3,698	1.08
	当中間連結会計期間	698,474	4,451	1.27
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	147,340	85	0.11
	当中間連結会計期間	130,594	374	0.57
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	327	0	0.04
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	8,434	10	0.24
	当中間連結会計期間	15,029	45	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	26,979	33	0.24
	当中間連結会計期間	59,932	210	0.70
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,026,896	1,540	0.10
	当中間連結会計期間	3,138,831	4,910	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	2,936,293	1,035	0.07
	当中間連結会計期間	3,017,927	4,137	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	19,091	12	0.13
	当中間連結会計期間	81,677	232	0.56
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	327	0	0.27
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	33,832	9	0.05
	当中間連結会計期間	520	1	0.41
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	27,465	332	2.41
	当中間連結会計期間	22,465	307	2.72

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国内業務部門は円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間17,687百万円、当中間連結会計期間14,456百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間3,308百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	209,471	2,988	2.84
	当中間連結会計期間	178,148	1,882	2.10
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	14	0	6.81
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	204,299	2,862	2.79
	当中間連結会計期間	171,243	1,703	1.98
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,746	66	4.84
	当中間連結会計期間	4,332	112	5.20
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(171,167) 207,662	(89) 1,546	1.48
	当中間連結会計期間	(167,177) 176,763	(331) 797	0.89
うち預金	前中間連結会計期間	3,772	73	3.90
	当中間連結会計期間	1,411	15	2.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	518	13	5.31
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	32,169	571	3.54
	当中間連結会計期間	8,131	188	4.61
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間8百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,094,170	28,938	1.86
	当中間連結会計期間	3,223,309	31,333	1.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,012,220	22,041	2.18
	当中間連結会計期間	2,125,205	24,246	2.27
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,389	4	0.59
	当中間連結会計期間	8,477	44	1.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	882,810	6,560	1.48
	当中間連結会計期間	869,718	6,154	1.41
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	150,087	151	0.20
	当中間連結会計期間	134,927	487	0.72
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	327	0	0.04
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	8,434	10	0.24
	当中間連結会計期間	15,029	45	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	26,979	33	0.24
	当中間連結会計期間	59,932	210	0.70
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,063,391	2,997	0.19
	当中間連結会計期間	3,148,417	5,375	0.34
うち預金	前中間連結会計期間	2,940,065	1,109	0.07
	当中間連結会計期間	3,019,339	4,152	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	19,091	12	0.13
	当中間連結会計期間	81,677	232	0.56
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	845	14	3.35
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	66,002	581	1.75
	当中間連結会計期間	8,651	189	4.36
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	27,465	332	2.41
	当中間連結会計期間	22,465	307	2.72

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間17,695百万円、当中間連結会計期間14,459百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間3,308百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、投資信託・保険販売業務の増加等により、前中間連結会計期間比5億4百万円増加し70億25百万円となりました。うち国内業務部門は69億58百万円となりました。また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比1億6百万円減少し19億92百万円となりました。うち国内業務部門は19億62百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,450	71	6,521
	当中間連結会計期間	6,958	66	7,025
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,285	—	1,285
	当中間連結会計期間	1,355	—	1,355
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,599	70	1,670
	当中間連結会計期間	1,488	65	1,554
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	58	—	58
	当中間連結会計期間	48	—	48
うち代理業務	前中間連結会計期間	195	—	195
	当中間連結会計期間	140	—	140
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	201	—	201
	当中間連結会計期間	202	—	202
うち保証業務	前中間連結会計期間	200	1	201
	当中間連結会計期間	249	0	250
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	2,000	—	2,000
	当中間連結会計期間	2,483	—	2,483
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,066	31	2,098
	当中間連結会計期間	1,962	30	1,992
うち為替業務	前中間連結会計期間	320	21	341
	当中間連結会計期間	289	19	309

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,882,111	1,416	2,883,527
	当中間連結会計期間	3,064,507	1,343	3,065,850
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,332,666	—	1,332,666
	当中間連結会計期間	1,382,264	—	1,382,264
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,510,151	—	1,510,151
	当中間連結会計期間	1,635,873	—	1,635,873
うちその他	前中間連結会計期間	39,293	1,416	40,709
	当中間連結会計期間	46,369	1,343	47,712
譲渡性預金	前中間連結会計期間	24,220	—	24,220
	当中間連結会計期間	71,092	—	71,092
総合計	前中間連結会計期間	2,906,331	1,416	2,907,747
	当中間連結会計期間	3,135,599	1,343	3,136,942

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,004,744	100.00	2,191,025	100.00
製造業	273,305	13.63	318,817	14.55
農業	2,664	0.13	1,666	0.08
林業	3,767	0.19	2,739	0.12
漁業	2,441	0.12	1,541	0.07
鉱業	10,201	0.51	4,399	0.20
建設業	124,763	6.22	113,762	5.19
電気・ガス・熱供給・水道業	2,898	0.15	2,866	0.13
情報通信業	7,834	0.39	5,394	0.25
運輸業	54,129	2.70	60,657	2.77
卸売・小売業	248,276	12.38	280,352	12.80
金融・保険業	77,422	3.86	81,756	3.73
不動産業	193,753	9.67	220,284	10.05
各種サービス業	172,347	8.60	190,992	8.72
地方公共団体	200,568	10.01	230,986	10.54
その他	630,370	31.44	674,811	30.80
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,004,744	—	2,191,025	—

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	399,519	—	399,519
	当中間連結会計期間	332,207	—	332,207
地方債	前中間連結会計期間	90,334	—	90,334
	当中間連結会計期間	131,469	—	131,469
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	88,869	—	88,869
	当中間連結会計期間	133,801	—	133,801
株式	前中間連結会計期間	70,121	—	70,121
	当中間連結会計期間	71,336	—	71,336
その他の証券	前中間連結会計期間	15,358	193,268	208,627
	当中間連結会計期間	20,167	190,794	210,962
合計	前中間連結会計期間	664,204	193,268	857,472
	当中間連結会計期間	688,981	190,794	879,776

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第52条の25の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	42,600	58,350
	うち非累積的永久優先株(注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	61,383	77,127
	利益剰余金	20,884	29,729
	自己株式(△)	12,544	12,591
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,300	1,750
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	15,678	13,998
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	42	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	97,902	140,366	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	9,010	10,302
	負債性資本調達手段等	37,000	38,000
	うち永久劣後債務(注3)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	37,000	38,000
	計	46,010	48,302
うち自己資本への算入額 (B)	46,010	48,302	
控除項目	控除項目(注5) (C)	729	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	143,184	188,668
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,412,708	1,493,357
	オフ・バランス取引等項目	29,008	33,707
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,441,716	1,527,064
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	121,314
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,705
	計(E)+(F)(注6) (H)	1,441,716	1,648,379
連結自己資本比率(第二基準)=D/H×100(%)	9.93	11.44	
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)	6.79	8.51	

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第17条第2項(旧告示第13条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第3号(旧告示第14条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第4号及び第5号(旧告示第14条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20号第1項第1号から第6号(旧告示第15条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第15条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 6 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完了した主要な設備の新設等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	西脇支店	和歌山県 和歌山市	店舗	187	147	平成19年4月
		泉大津支店	大阪府 泉大津市	店舗	—	236	平成19年5月

上記のほか、当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	大阪東支店	大阪府 大阪市	新設	店舗	108	—	自己資金	平成19年 9月	平成20年 1月
		大阪北支店	大阪府 大阪市	新設	店舗	89	—	自己資金	平成19年 9月	平成20年 2月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含めておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
第一種優先株式	124,000,000
第二種優先株式	9,212,000
第三種優先株式	30,000,000
計	1,963,212,000

- (注) 1 「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。
2 平成19年11月2日の取締役会決議に基づき、同年11月5日に普通株式1,618,895株(内未満未発行895株)、第三種優先株式24,000,000株を消却しており、それぞれ発行可能株式数は減少しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	740,837,614	739,346,240	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 (注)1
第一種優先株式	266,000	同左	—	(注)1,3
第二種優先株式	5,042,000	同左	—	(注)1,4
第三種優先株式	24,000,000	—	—	(注)1,2,5
第4回 第一種優先株式	45,000,000	同左	—	(注)1,6
計	815,145,614	789,654,240	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。

2 第三種優先株式については、平成19年11月5日に24,000,000株を株式会社紀陽銀行より買い取り、同日消却しております。

3 第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき年14円の期末配当金(以下「第一種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき7円の優先中間配当金(以下「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき700円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第一種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第一種優先株主は、当社が第一種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

当社設立の日から平成22年1月30日までとする。ただし当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、当社設立時の時価とする。ただし、当該時価が196円90銭を下回るときは、196円90銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。「当社設立時の時価」とは、平成18年1月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社紀陽銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③取得価額の修正

取得価額は、当社設立の日から平成21年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c)取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

(イ)上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

(ウ)取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。

(エ)取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(オ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。

(カ)取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、

(a)上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、

(b)上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、

(c)上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、をそれぞれいうものとする。

(キ)取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第一種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当会社は、平成22年1月30日までに取得請求のなかった第一種優先株式の全てを、平成22年1月31日をもって取得し、第一種優先株式1株につき700円を平成22年1月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし当該平均値が200円(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第一種優先株式1株につき700円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第一種優先株式の第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当会社の第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

4 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき年10円の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき5円の優先中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき500円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 金銭を対価とする取得条項に関する定め

当社は、平成23年9月30日までの会社が別に定める日に、当該第二種優先株式の全部または一部を買い入れ取得することができる。なお、一部買い入れ取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、第二種優先株式1株につき500円に取得日の属する事業年度における第二種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算をした額(円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式を対価とする取得の請求

第二種優先株主は、当社が第二種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成18年10月1日の時価とする。ただし、当該時価が519円50銭を下回るときは、519円50銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。平成18年10月1日の時価とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日から平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第二種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

- (a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合
調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合
調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- (d) 当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)とする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
(b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、
(d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第二種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式数} \times 500\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第二種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先順位

第二種優先株式の第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

5 第三種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という。)または第三種優先株式の登録株式質権者(以下「第三種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第三種優先株式1株につき年6円70銭の期末配当金(以下「第三種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、当該第三種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、第三種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき3円35銭の優先中間配当金(以下「第三種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき500円を支払う。第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第三種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第三種優先株主は、定時株主総会に第三種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第三種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第三種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第三種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第三種優先株主は、当会社が第三種優先株式を取得すると引換に、当会社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成26年3月31日までとする。ただし、当会社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、327円30銭とする。

③取得価額の修正

取得価額は、当会社設立の日から平成25年3月31日までの毎年3月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が327円30銭を下回るときは、327円30銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目(ただし、平成18年3月31日における「時価」については、当会社設立の日)に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当会社が第三種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換に取得させるもしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

(d) 当社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(イ) 上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

(ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。

(エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。

(カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、

(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、

(b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、

(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、

(d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。

⑤ 取得請求により交付すべき普通株式数

第三種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が取得請求のために提出した第三種優先株式数} \times 500 \text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥ 取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦ 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧ 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第三種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第三種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成26年3月31日までに取得請求のなかった第三種優先株式の全てを、平成26年4月1日をもって取得し、第三種優先株式1株につき500円を平成26年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が327円30銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第三種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第三種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第三種優先株式の第三種優先配当金および第三種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第二種優先株式と同順位とする。

6 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主(以下「第4回第一種優先株主」という。)または第4回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

① 優先配当金

当社が定款第49条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオフアードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④ 優先中間配当金

当社が定款第50条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当社が第4回第一種優先株式を取得すると引換に、当社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

① 取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

② 当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

③ 取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

④ 取得価額の調整

(ア) 取得価額(上記③の下限取得価額を含む。)は、当社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)
- 調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当てに関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)
- 調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- (c) 当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合
- 調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当会社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。
- (イ)上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ)取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ)取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ)取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。
- (カ)取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、

- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額)をそれぞれいうものとする。

(キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。

⑤ 取得請求により交付すべき普通株式数

第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥ 取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦ 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
 および同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
 および三菱UFJ信託銀行株式会社全国本支店

⑧ 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第4回第一種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当会社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	普通株式	普通株式	—	58,350	—	47,044
	13,698	740,837				
	第一種 優先株式	第一種 優先株式				
	—	266				
	第二種 優先株式	第二種 優先株式				
	△328	5,042				
	第三種 優先株式	第三種 優先株式				
—	24,000					
第2回第一種 優先株式	第2回第一種 優先株式					
△3,600	—					
第4回第一種 優先株式	第4回第一種 優先株式					
—	45,000					

(注) 1 当中間会計期間中における、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が328千株、第2回第一種優先株式が3,600千株減少し、当該優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式が13,698千株増加いたしました。

2 第三種優先株式については、平成19年11月5日に株式会社紀陽銀行より買い取り、同日消却しております。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	34,044	4.59
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	22,278	3.00
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,966	2.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	15,180	2.04
丸山勉	和歌山市	13,511	1.82
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35番地	10,326	1.39
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	7,282	0.98
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.96
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	6,981	0.94
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	6,768	0.91
計	—	142,452	19.22

(注) 平成19年1月18日付にて提出された、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を共同保有者とする大量保有報告書により、平成19年1月15日現在で、それぞれが以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。なお、共同保有者として記載されている株式会社整理回収機構の保有株式数の内容は、当社の当中間会計期間末の優先株式の株主名簿上の記載内容と一致しておりますので記載を省略しております。

(大量保有報告書の内容)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	6,800	0.92
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	3,364	0.46

(注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合は大量保有報告書に記載されているものを転記しております。

② 第一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社フジ田産業	和歌山市松江北7丁目10-4	100	37.59
宗教法人清浄心院	和歌山県伊都郡高野町高野山566	50	18.79
柚 瀬 栄 造	和歌山県御坊市	43	16.16
光村印刷株式会社	東京都品川区大崎1丁目15-9	43	16.16
山 田 哲 弥	和歌山県橋本市	30	11.27
計	—	266	100.00

③ 第二種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社丸山組	和歌山県海南市冷水325-10	300	5.95
医療法人西村会向陽病院	和歌山市津秦40	200	3.96
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	100	1.98
紀陽興産株式会社	和歌山市東仲間町2-24	76	1.50
ノーリツ鋼機株式会社	和歌山市梅原579-1	60	1.19
日出染業株式会社	和歌山市加納295	60	1.19
丸長商事株式会社	和歌山県田辺市上の山2丁目23-35	60	1.19
大勝建設株式会社	大阪市生野区中川西1丁目8-4	58	1.15
南海観光開発株式会社	和歌山市紀三井寺800	50	0.99
丸 山 勉	和歌山市	50	0.99
計	—	1,014	20.11

④ 第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1丁目35番地	24,000	100.00
計	—	24,000	100.00

⑤ 第4回第一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46-1	45,000	100.00
計	—	45,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 266,000 第二種優先株式 5,042,000 第三種優先株式 24,000,000 第4回第一種優先株式 45,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式等) 普通株式 251,000 (相互保有株式) 普通株式 1,880,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 735,365,000	735,365	(注) 2
単元未満株式	普通株式 3,341,614	—	1 単元未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	普通株式 740,837,614 優先株式 74,308,000	—	—
総株主の議決権	—	735,365	—

(注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が98,000株(議決権98個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式936株、株式会社紀陽銀行所有の相互保有株式895株および和歌山銀カード株式会社所有の相互保有株式955株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社紀陽 ホールディングス	和歌山市本町1丁目35番地	251,000	—	251,000	0.03
(相互保有株式) 株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1丁目35番地	1,618,000	—	1,618,000	0.21
(相互保有株式) 和歌山銀カード株式会社	和歌山市黒田185-3	262,000	—	262,000	0.03
計	—	2,131,000	—	2,131,000	0.28

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	217	219	195	195	181	175
最低(円)	201	188	185	176	162	149

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 グループ管理部長	専務取締役	古出 哲彦	平成19年10月29日
常務取締役	常務取締役 グループ管理部長	木下 泰明	平成19年10月29日

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	130,185	4.07	71,619	2.11	60,225	1.81
コールローン及び買入手形		50,715	1.59	95,415	2.81	95,525	2.87
債券貸借取引支払保証金		40,784	1.28	50,336	1.48	144,066	4.33
買入金銭債権		8,379	0.26	6,919	0.21	7,654	0.23
商品有価証券		1,509	0.05	4,804	0.14	12,913	0.39
有価証券	※1, 8,14	857,472	26.80	879,776	25.93	809,334	24.33
貸出金	※ 3,4, 5,6, 7,9	2,004,744	62.66	2,191,025	64.58	2,103,444	63.24
外国為替	※7	2,024	0.06	2,490	0.07	2,225	0.07
その他資産	※8	22,310	0.70	20,357	0.60	21,809	0.66
有形固定資産	※10, 11	41,391	1.29	39,892	1.18	40,069	1.20
無形固定資産		18,065	0.56	17,052	0.50	17,552	0.53
繰延税金資産		32,312	1.01	30,092	0.89	29,058	0.87
支払承諾見返	※14	42,374	1.32	26,025	0.77	28,297	0.85
貸倒引当金		△52,875	△1.65	△43,035	△1.27	△45,900	△1.38
資産の部合計		3,199,395	100.00	3,392,773	100.00	3,326,278	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	2,883,527	90.13	3,065,850	90.36	2,988,692	89.85
譲渡性預金		24,220	0.76	71,092	2.10	86,828	2.61
債券貸借取引受入担保金	※8	49,819	1.56	8,281	0.24	4,328	0.13
借入金	※12	24,578	0.77	22,545	0.67	22,495	0.68
外国為替		27	0.00	45	0.00	19	0.00
社債	※13	13,000	0.40	16,000	0.47	16,000	0.48
その他負債	※8	43,495	1.36	23,131	0.68	21,852	0.66
退職給付引当金		3,922	0.12	2,315	0.07	3,089	0.09
役員退職慰労引当金		—	—	84	0.00	—	—
預金払戻損失引当金		—	—	449	0.01	—	—
繰延税金負債		37	0.00	—	—	29	0.00
支払承諾	※14	42,374	1.32	26,025	0.77	28,297	0.85
負債の部合計		3,085,002	96.42	3,235,822	95.37	3,171,633	95.35
(純資産の部)							
資本金		42,600	1.33	58,350	1.72	58,350	1.75
資本剰余金		61,383	1.92	77,127	2.27	77,128	2.32
利益剰余金		20,884	0.65	29,729	0.88	24,398	0.73
自己株式		△12,544	△0.39	△12,591	△0.37	△12,566	△0.37
株主資本合計		112,323	3.51	152,614	4.50	147,309	4.43
その他有価証券評価差額金		714	0.02	2,558	0.08	5,545	0.17
繰延ヘッジ損益		△6	△0.00	△0	△0.00	△3	△0.00
評価・換算差額等 合計		708	0.02	2,557	0.08	5,542	0.17
少数株主持分		1,361	0.05	1,778	0.05	1,792	0.05
純資産の部合計		114,393	3.58	156,951	4.63	154,644	4.65
負債及び純資産の部合計		3,199,395	100.00	3,392,773	100.00	3,326,278	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		39,233	100.00	43,615	100.00	80,683	100.00
資金運用収益		28,938		31,333		58,580	
(うち貸出金利息)		(22,041)		(24,246)		(44,718)	
(うち有価証券利息 配当金)		(6,564)		(6,199)		(12,830)	
役務取引等収益		6,521		7,025		12,621	
その他業務収益		2,695		3,200		7,306	
その他経常収益		1,077		2,056		2,175	
経常費用		34,675	88.38	36,423	83.51	72,477	89.83
資金調達費用		2,999		5,375		7,283	
(うち預金利息)		(1,109)		(4,152)		(3,402)	
役務取引等費用		2,098		1,992		4,054	
その他業務費用		3,562		2,978		7,984	
営業経費		20,631		19,582		39,794	
その他経常費用	※1	5,383		6,494		13,360	
経常利益		4,558	11.62	7,192	16.49	8,206	10.17
特別利益	※2	2,803	7.14	1,929	4.42	5,082	6.30
特別損失	※3,4	1,348	3.44	716	1.64	1,570	1.95
税金等調整前中間(当期) 純利益		6,012	15.32	8,405	19.27	11,718	14.52
法人税、住民税及び事業税		327	0.83	307	0.71	975	1.21
法人税等調整額		981	2.50	667	1.53	2,556	3.17
少数株主利益		37	0.10	4	0.01	6	0.00
中間(当期)純利益		4,666	11.89	7,425	17.02	8,180	10.14

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,600	61,384	16,218	△12,526	107,677
中間連結会計期間中の変動額					
中間純利益			4,666		4,666
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分		△1		5	4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△1	4,666	△18	4,646
平成18年9月30日残高(百万円)	42,600	61,383	20,884	△12,544	112,323

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	3,078	—	3,078	1,412	112,168
中間連結会計期間中の変動額					
中間純利益					4,666
自己株式の取得					△23
自己株式の処分					4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,364	△6	△2,370	△51	△2,422
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,364	△6	△2,370	△51	2,224
平成18年9月30日残高(百万円)	714	△6	708	1,361	114,393

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	58,350	77,128	24,398	△12,566	147,309
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△2,095		△2,095
中間純利益			7,425		7,425
自己株式の取得				△13	△13
自己株式の処分		△0		4	3
連結子会社等の持分変動等に 伴う自己株式の増減				△15	△15
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△0	5,330	△24	5,304
平成19年9月30日残高(百万円)	58,350	77,127	29,729	△12,591	152,614

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	5,545	△3	5,542	1,792	154,644
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△2,095
中間純利益					7,425
自己株式の取得					△13
自己株式の処分					3
連結子会社等の持分変動等に 伴う自己株式の増減					△15
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△2,987	2	△2,984	△13	△2,998
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,987	2	△2,984	△13	2,306
平成19年9月30日残高(百万円)	2,558	△0	2,557	1,778	156,951

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,600	61,384	16,218	△12,526	107,677
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	15,750	15,750			31,500
当期純利益			8,180		8,180
自己株式の取得				△39	△39
自己株式の処分		△6		33	26
連結子会社等の持分変動等に 伴う自己株式の増減				△34	△34
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	15,750	15,743	8,180	△40	39,632
平成19年3月31日残高(百万円)	58,350	77,128	24,398	△12,566	147,309

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	3,078	—	3,078	1,412	112,168
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					31,500
当期純利益					8,180
自己株式の取得					△39
自己株式の処分					26
連結子会社等の持分変動等に 伴う自己株式の増減					△34
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,466	△3	2,463	379	2,843
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,466	△3	2,463	379	42,475
平成19年3月31日残高(百万円)	5,545	△3	5,542	1,792	154,644

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		6,012	8,405	11,718
減価償却費		2,438	2,452	4,977
減損損失		1,177	146	1,217
のれん償却額		839	839	1,679
負ののれん償却額		—	△17	△182
持分法による投資損益(△)		△43	—	△43
貸倒引当金の増減(△)額		△1,905	△2,865	△8,882
退職給付引当金の増減(△)額		△1,333	△773	△2,166
役員退職慰労引当金の増減(△)額		—	84	—
預金払戻損失引当金の増減(△)額		—	449	—
資金運用収益		△28,938	△31,333	△58,580
資金調達費用		2,999	5,375	7,283
有価証券関係損益(△)		212	1,913	896
金銭の信託の運用損益(△)		39	—	39
為替差損益(△)		△2,954	△359	△5,447
固定資産処分損益(△)		12	31	△191
商品有価証券の純増(△)減		△183	8,108	△11,586
貸出金の純増(△)減		36,622	△87,580	△62,077
預金の純増減(△)		△60,960	77,157	46,011
譲渡性預金の純増減(△)		21,220	△15,735	83,828
預け金(現金同等物を除く) の純増(△)減		3,001	△10,000	2,271
コールローン等の純増(△)減		78,548	842	34,458
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減		△30,778	93,729	△134,060
コールマネー等の純増減(△)		△64	50	△147
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		△24,410	3,953	△69,901
外国為替(資産)の純増(△)減		1,244	△264	1,043
外国為替(負債)の純増減(△)		△11	25	△18
資金運用による収入		27,882	31,400	58,775
資金調達による支出		△2,730	△3,978	△6,072
その他		8,729	△2,862	△1,110
小計		36,666	79,196	△106,267
法人税等の支払額		△169	△753	△521
営業活動によるキャッシュ・フロー		36,497	78,443	△106,788

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△296,844	△234,697	△502,928
有価証券の売却による収入		174,550	109,666	380,236
有価証券の償還による収入		80,823	51,756	122,037
金銭の信託の減少による収入		3,460	—	3,460
有形固定資産の取得による支出		△444	△914	△1,245
有形固定資産の売却による収入		435	27	1,469
無形固定資産の取得による支出		△212	△780	△618
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出		—	—	△567
投資活動によるキャッシュ・フロー		△38,232	△74,942	1,844
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による 支出		△3,000	—	△5,000
劣後特約付社債の発行による収入		—	—	5,000
劣後特約付社債の償還による支出		—	—	△2,000
株式の発行による収入		—	—	31,500
配当金の支払額		—	△2,095	—
株式移転交付金の支払額		△1,515	—	△1,515
少数株主への配当金の支払額		△4	△4	△4
自己株式の取得による支出		△23	△13	△39
自己株式の売却による収入		4	3	26
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4,539	△2,109	27,967
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		14	3	26
V 現金及び現金同等物の増減(△)額		△6,260	1,394	△76,949
VI 現金及び現金同等物の期首残高		133,175	56,225	133,175
VII 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※1	126,915	57,619	56,225

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 10社 株式会社紀陽銀行 株式会社和歌山銀行 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽ビジネスファイナンス株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードデューシー 和銀ビジネスサービス株式会社 和歌山銀カード株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽ビジネスファイナンス株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードデューシー 和歌山銀カード株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽ビジネスファイナンス株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードデューシー 和歌山銀カード株式会社</p> <p>なお、従来持分法適用の関連会社であった紀陽情報システム株式会社は、当社が株式を追加取得したことにより、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>前連結会計年度において連結子会社であった株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年10月10日に株式会社紀陽銀行を存続会社として合併いたしました。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社であった和銀ビジネスサービス株式会社は、清算により除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 紀陽情報システム株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p> <p>なお、従来持分法適用の関連会社であった紀陽情報システム株式会社は、当社が株式を追加取得したことにより、当連結会計年度から連結しているため、持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 10社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 9社</p>	<p>連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準 に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産(貸与資産を除く。)については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産(貸与資産を除く。)については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産(貸与資産を除く。)については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産(貸与資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>また、のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。</p> <p>③ 貸与資産(リース資産) 有形固定資産又は無形固定資産に含まれている連結子会社の貸与資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ15百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は43百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 貸与資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産(貸与資産を除く。)は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ 貸与資産(リース資産) 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は137,955百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,478百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は140,641百万円であります。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間連結会計期間より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>株式会社和歌山銀行において退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これに伴う影響額は、特別利益として167百万円計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>株式会社和歌山銀行において退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これに伴う影響額は、特別利益として181百万円計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>株式会社和歌山銀行において退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これに伴う影響額は、特別利益として181百万円計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>銀行業を営む連結子会社は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、廃止時における内規に基づく要支給額を、役員の退任時に株主総会の承認に基づき支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は84百万円増加し、税金等調整前中間純利益は84百万円減少しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(8) 預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理していましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は449百万円増加し、税金等調整前中間純利益は449百万円減少しております。	
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左	(10) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>
	<p>(12) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は113,038百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間が属する連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は152,855百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間からは以下のとおり表示しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 前連結会計年度において純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 前連結会計年度において負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 前連結会計年度における「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していた貸与資産(リース資産)は、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(6) 前連結会計年度において資産の部に独立掲記し、10年間の均等償却を行っていた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、前連結会計年度は「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として、「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式628百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券40,500百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,259百万円、延滞債権額は123,378百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は672百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,560百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は152,871百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券50,026百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,883百万円、延滞債権額は96,901百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は803百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,783百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,371百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券143,734百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,206百万円、延滞債権額は107,091百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は653百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,845百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,797百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,359百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 111,245百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,725百万円 債券貸借取引 49,819百万円 受入担保金 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券92,956百万円及び預け金270百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,926百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、41,610百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 70,371百万円 その他資産 63百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,193百万円 債券貸借取引 8,281百万円 受入担保金 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券73,279百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は58百万円、保証金敷金は1,756百万円あります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,984百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 66,141百万円 その他資産 64百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,759百万円 債券貸借取引 4,328百万円 受入担保金 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券75,162百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,783百万円あります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、355,759百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が348,491百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、349,711百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が342,059百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、362,682百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が355,617百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額 50,706百万円 ※11 有形固定資産の圧縮記帳額 4,337百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金24,000百万円が含まれております。 ※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	※10 有形固定資産の減価償却累計額 48,535百万円 ※11 有形固定資産の圧縮記帳額 4,300百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金22,000百万円が含まれております。 ※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は13,930百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、前連結会計年度末から相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,146百万円減少します。	※10 有形固定資産の減価償却累計額 48,028百万円 ※11 有形固定資産の圧縮記帳額 4,302百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円) ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金22,000百万円が含まれております。 ※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は13,335百万円であります。 (会計方針の変更) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,335百万円減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却2,496百万円、貸倒引当金繰入額1,833百万円、株式等償却668百万円及び貸出債権売却損56百万円を含んでおります。 ※2 特別利益には、償却債権取立益2,624百万円を含んでおります。 ※3 特別損失には、減損損失1,177百万円及び株式会社和歌山銀行における早期退職者の退職金特別加算金147百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却2,477百万円、株式等償却904百万円及び貸出債権売却損366百万円及び貸倒引当金繰入額183百万円を含んでおります。 ※2 特別利益には、償却債権取立益1,925百万円を含んでおります。 ※3 特別損失には、預金払戻損失引当金繰入額449百万円、減損損失146百万円及び役員退職慰労引当金繰入額84百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却6,605百万円、貸倒引当金繰入額4,477百万円、株式等償却1,095百万円及び貸出債権売却損303百万円を含んでおります。 ※2 特別利益には、償却債権取立益4,504百万円を含んでおります。 ※3 特別損失には、減損損失1,217百万円及び固定資産処分損205百万円を含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																								
<p>※4 当中間連結会計期間において、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との統合により、株式会社和歌山銀行が保有する資産について使用目的を変更するため地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったこと及び使用を中止すること等に伴い、以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,177百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株式会社紀陽銀行)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地、建物等</td> <td>117百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>(株式会社和歌山銀行)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地、建物</td> <td>151百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、ソフトウェア等</td> <td>556百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地、建物</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、ソフトウェア等</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>リース契約解除に伴う違約金等</td> <td></td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>1,177百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑定評価基準」等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山県内	営業用店舗	土地、建物等	117百万円	和歌山県内	遊休資産	土地	1百万円	(株式会社和歌山銀行)				和歌山県内	営業用店舗	土地、建物	151百万円	和歌山県内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円	和歌山県内	遊休資産	土地	7百万円	大阪府内	営業用店舗	土地、建物	46百万円	大阪府内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円	奈良県内	営業用店舗	建物	38百万円	奈良県内	事業用資産	動産	12百万円	—	リース契約解除に伴う違約金等		207百万円	合計			1,177百万円	<p>※4 当中間連結会計期間において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額146百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株式会社紀陽銀行)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物等</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物</td> <td>110百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>146百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山県内	営業店舗	土地、建物等	36百万円	和歌山県内	遊休資産	土地、建物	110百万円	合計			146百万円	<p>※4 当連結会計年度において、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との合併により、株式会社和歌山銀行の保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止すること等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、また、株式会社紀陽銀行の保有する資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,217百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株式会社紀陽銀行)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物等</td> <td>137百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物等</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>(株式会社和歌山銀行)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物</td> <td>151百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、ソフトウェア等</td> <td>556百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、ソフトウェア等</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>リース契約解除に伴う違約金等</td> <td></td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>1,217百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山県内	営業店舗	土地、建物等	137百万円	奈良県内	営業店舗	土地、建物等	7百万円	和歌山県内	遊休資産	土地及び建物	14百万円	(株式会社和歌山銀行)				和歌山県内	営業店舗	土地、建物	151百万円	和歌山県内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円	和歌山県内	遊休資産	土地	7百万円	大阪府内	営業店舗	土地、建物	46百万円	大阪府内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円	奈良県内	営業店舗	建物	38百万円	奈良県内	事業用資産	動産	12百万円	—	リース契約解除に伴う違約金等		207百万円	合計			1,217百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																																							
(株式会社紀陽銀行)																																																																																																																																										
和歌山県内	営業用店舗	土地、建物等	117百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	遊休資産	土地	1百万円																																																																																																																																							
(株式会社和歌山銀行)																																																																																																																																										
和歌山県内	営業用店舗	土地、建物	151百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	遊休資産	土地	7百万円																																																																																																																																							
大阪府内	営業用店舗	土地、建物	46百万円																																																																																																																																							
大阪府内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円																																																																																																																																							
奈良県内	営業用店舗	建物	38百万円																																																																																																																																							
奈良県内	事業用資産	動産	12百万円																																																																																																																																							
—	リース契約解除に伴う違約金等		207百万円																																																																																																																																							
合計			1,177百万円																																																																																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																																							
(株式会社紀陽銀行)																																																																																																																																										
和歌山県内	営業店舗	土地、建物等	36百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	遊休資産	土地、建物	110百万円																																																																																																																																							
合計			146百万円																																																																																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																																							
(株式会社紀陽銀行)																																																																																																																																										
和歌山県内	営業店舗	土地、建物等	137百万円																																																																																																																																							
奈良県内	営業店舗	土地、建物等	7百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	遊休資産	土地及び建物	14百万円																																																																																																																																							
(株式会社和歌山銀行)																																																																																																																																										
和歌山県内	営業店舗	土地、建物	151百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円																																																																																																																																							
和歌山県内	遊休資産	土地	7百万円																																																																																																																																							
大阪府内	営業店舗	土地、建物	46百万円																																																																																																																																							
大阪府内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円																																																																																																																																							
奈良県内	営業店舗	建物	38百万円																																																																																																																																							
奈良県内	事業用資産	動産	12百万円																																																																																																																																							
—	リース契約解除に伴う違約金等		207百万円																																																																																																																																							
合計			1,217百万円																																																																																																																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会 計期間増加株 式数 (千株)	当中間連結会 計期間減少株 式数 (千株)	当中間連結会 計期間末株式 数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	594,693	30,208	—	624,902	(注) 1
第一種優先株式	266	—	—	266	—
第2回第一種優先株式	26,000	—	3,500	22,500	(注) 2
第3回第一種優先株式	10,000	—	4,800	5,200	(注) 2
第二種優先株式	5,830	—	—	5,830	—
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	660,789	30,208	8,300	682,698	—
自己株式					
普通株式	1,780	92	17	1,855	(注) 3
第2回第一種優先株式	—	3,500	3,500	—	(注) 2
第3回第一種優先株式	—	4,800	4,800	—	(注) 2
第二種優先株式	4	—	—	4	—
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	25,785	8,392	8,317	25,860	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。
- 2 自己株式における優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における優先株式数の減少は、消却によるものであります。
- 3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるもの、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会 計期間増加株 式数 (千株)	当中間連結会 計期間減少株 式数 (千株)	当中間連結会 計期間末株式 数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	727,139	13,698	—	740,837	(注) 1
第一種優先株式	266	—	—	266	—
第2回第一種優先株式	3,600	—	3,600	—	(注) 2
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	5,370	—	328	5,042	(注) 2
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	805,375	13,698	3,928	815,145	—
自己株式					
普通株式	1,961	137	17	2,081	(注) 3
第2回第一種優先株式	—	3,600	3,600	—	(注) 2
第二種優先株式	13	334	328	19	(注) 2
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	25,974	4,071	3,945	26,100	—

(注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。

2 自己株式における優先株式数の増加は、連結子会社の持分比率の増減によるもの(第二種優先株式6千株)及び優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における優先株式数の減少は、消却によるものであります。

3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるもの(71千株)及び連結子会社の持分比率の増減によるもの(65千株)であり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月 28日定時株主 総会	普通株式	1,817	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一種優先株式	3	14.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第2回第一種優先株式	0	0.10	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第4回第一種優先株式	225	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二種優先株式	53	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三種優先株式	160	6.70	平成19年3月31日	平成19年6月29日

[次へ](#)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	594,693	132,445	—	727,139	(注) 1
第一種優先株式	266	—	—	266	—
第2回第一種優先株式	26,000	—	22,400	3,600	(注) 2
第3回第一種優先株式	10,000	—	10,000	—	(注) 2
第4回第一種優先株式	—	45,000	—	45,000	(注) 3
第二種優先株式	5,830	—	460	5,370	(注) 2
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	660,789	177,445	32,860	805,375	—
自己株式					
普通株式	1,780	326	145	1,961	(注) 4
第2回第一種優先株式	—	22,400	22,400	—	(注) 2
第3回第一種優先株式	—	10,000	10,000	—	(注) 2
第二種優先株式	4	468	460	13	(注) 2
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	25,785	33,195	33,005	25,974	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。
 2 自己株式における優先株式数の増加は、連結子会社の持分比率の増減によるもの(第二種優先株式8千株)及び優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における優先株式数の減少は、消却によるものであります。
 3 発行済株式における優先株式数の増加は、増資による新株の発行によるものであります。
 4 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるもの(173千株)及び連結子会社の持分比率の増減等によるもの(152千株)であり、減少は連結子会社の当社株式の売却によるもの(121千株)及び単元未満株式の買増し請求によるもの(24千株)であります。

2 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	1,817	利益剰余金	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一種優先株式	3	利益剰余金	14.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第2回第一種優先株式	0	利益剰余金	0.10	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第4回第一種優先株式	225	利益剰余金	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二種優先株式	53	利益剰余金	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三種優先株式	160	利益剰余金	6.70	平成19年3月31日	平成19年6月29日

[前へ](#) [次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table data-bbox="156 436 475 577"> <tr><td>現金預け金</td><td>130,185百万円</td></tr> <tr><td>勘定</td><td></td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td><u>△3,270百万円</u></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>126,915百万円</u></td></tr> </table>	現金預け金	130,185百万円	勘定		定期預け金	<u>△3,270百万円</u>	現金及び現金同等物	<u>126,915百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table data-bbox="579 436 898 629"> <tr><td>現金預け金</td><td>71,619百万円</td></tr> <tr><td>勘定</td><td></td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td><u>△4,000百万円</u></td></tr> <tr><td>譲渡性預け金</td><td><u>△10,000百万円</u></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>57,619百万円</u></td></tr> </table>	現金預け金	71,619百万円	勘定		定期預け金	<u>△4,000百万円</u>	譲渡性預け金	<u>△10,000百万円</u>	現金及び現金同等物	<u>57,619百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <table data-bbox="999 405 1318 546"> <tr><td>現金預け金</td><td>60,225百万円</td></tr> <tr><td>勘定</td><td></td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td><u>△4,000百万円</u></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>56,225百万円</u></td></tr> </table>	現金預け金	60,225百万円	勘定		定期預け金	<u>△4,000百万円</u>	現金及び現金同等物	<u>56,225百万円</u>
現金預け金	130,185百万円																											
勘定																												
定期預け金	<u>△3,270百万円</u>																											
現金及び現金同等物	<u>126,915百万円</u>																											
現金預け金	71,619百万円																											
勘定																												
定期預け金	<u>△4,000百万円</u>																											
譲渡性預け金	<u>△10,000百万円</u>																											
現金及び現金同等物	<u>57,619百万円</u>																											
現金預け金	60,225百万円																											
勘定																												
定期預け金	<u>△4,000百万円</u>																											
現金及び現金同等物	<u>56,225百万円</u>																											

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,521百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>440百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>3,962百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td> 動産</td><td>788百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>362百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,150百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td> 動産</td><td>143百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>207百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>2,590百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,604百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>512百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2,299百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,811百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <p>207百万円</p>	取得価額相当額		動産	3,521百万円	その他	440百万円	合計	3,962百万円	動産	788百万円	その他	362百万円	合計	1,150百万円	動産	143百万円	その他	63百万円	合計	207百万円	動産	2,590百万円	その他	14百万円	合計	2,604百万円	1年内	512百万円	1年超	2,299百万円	合計	2,811百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,091百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>3,091百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td> 動産</td><td>563百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>563百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>2,528百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,528百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>408百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2,119百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,528百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	3,091百万円	その他	1百万円	合計	3,091百万円	動産	563百万円	その他	1百万円	合計	563百万円	動産	2,528百万円	その他	1百万円	合計	2,528百万円	1年内	408百万円	1年超	2,119百万円	合計	2,528百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,042百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>3,042百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td> 動産</td><td>342百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>342百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>2,699百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,699百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>402百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2,297百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,699百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	3,042百万円	その他	1百万円	合計	3,042百万円	動産	342百万円	その他	1百万円	合計	342百万円	動産	2,699百万円	その他	1百万円	合計	2,699百万円	1年内	402百万円	1年超	2,297百万円	合計	2,699百万円
取得価額相当額																																																																																						
動産	3,521百万円																																																																																					
その他	440百万円																																																																																					
合計	3,962百万円																																																																																					
動産	788百万円																																																																																					
その他	362百万円																																																																																					
合計	1,150百万円																																																																																					
動産	143百万円																																																																																					
その他	63百万円																																																																																					
合計	207百万円																																																																																					
動産	2,590百万円																																																																																					
その他	14百万円																																																																																					
合計	2,604百万円																																																																																					
1年内	512百万円																																																																																					
1年超	2,299百万円																																																																																					
合計	2,811百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
動産	3,091百万円																																																																																					
その他	1百万円																																																																																					
合計	3,091百万円																																																																																					
動産	563百万円																																																																																					
その他	1百万円																																																																																					
合計	563百万円																																																																																					
動産	2,528百万円																																																																																					
その他	1百万円																																																																																					
合計	2,528百万円																																																																																					
1年内	408百万円																																																																																					
1年超	2,119百万円																																																																																					
合計	2,528百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
動産	3,042百万円																																																																																					
その他	1百万円																																																																																					
合計	3,042百万円																																																																																					
動産	342百万円																																																																																					
その他	1百万円																																																																																					
合計	342百万円																																																																																					
動産	2,699百万円																																																																																					
その他	1百万円																																																																																					
合計	2,699百万円																																																																																					
1年内	402百万円																																																																																					
1年超	2,297百万円																																																																																					
合計	2,699百万円																																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																																		
<p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>272百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>272百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>207百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr> <td>取得価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>11,745百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>975百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,721百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>6,002百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>491百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,493百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5,742百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>484百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,227百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,147百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,394百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,542百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,409百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,205百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>199百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	272百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	272百万円	減損損失	207百万円	取得価額		動産	11,745百万円	その他	975百万円	合計	12,721百万円	減価償却累計額		動産	6,002百万円	その他	491百万円	合計	6,493百万円	中間連結会計期間末残高		動産	5,742百万円	その他	484百万円	合計	6,227百万円	1年内	2,147百万円	1年超	4,394百万円	合計	6,542百万円	受取リース料	1,409百万円	減価償却費	1,205百万円	受取利息相当額	199百万円	1年内	8百万円	1年超	17百万円	合計	25百万円	<p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>201百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>201百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr> <td>取得価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>11,538百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>990百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,528百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5,887百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>507百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,394百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5,650百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>482百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,133百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,109百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,326百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,436百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,361百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,168百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>190百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	201百万円	減価償却費相当額	201百万円	取得価額		動産	11,538百万円	その他	990百万円	合計	12,528百万円	減価償却累計額		動産	5,887百万円	その他	507百万円	合計	6,394百万円	中間連結会計期間末残高		動産	5,650百万円	その他	482百万円	合計	6,133百万円	1年内	2,109百万円	1年超	4,326百万円	合計	6,436百万円	受取リース料	1,361百万円	減価償却費	1,168百万円	受取利息相当額	190百万円	1年内	11百万円	1年超	19百万円	合計	31百万円	<p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>671百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>464百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>207百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</p> <table> <tr> <td>取得価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>11,609百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>994百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,603百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>6,041百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>509百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,551百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5,567百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>484百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,052百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,127百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,234百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,362百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>2,774百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>2,376百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>392百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	671百万円	リース資産減損勘定の取崩額	207百万円	減価償却費相当額	464百万円	減損損失	207百万円	取得価額		動産	11,609百万円	その他	994百万円	合計	12,603百万円	減価償却累計額		動産	6,041百万円	その他	509百万円	合計	6,551百万円	年度末残高		動産	5,567百万円	その他	484百万円	合計	6,052百万円	1年内	2,127百万円	1年超	4,234百万円	合計	6,362百万円	受取リース料	2,774百万円	減価償却費	2,376百万円	受取利息相当額	392百万円	1年内	10百万円	1年超	20百万円	合計	31百万円
支払リース料	272百万円																																																																																																																																																			
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																																			
減価償却費相当額	272百万円																																																																																																																																																			
減損損失	207百万円																																																																																																																																																			
取得価額																																																																																																																																																				
動産	11,745百万円																																																																																																																																																			
その他	975百万円																																																																																																																																																			
合計	12,721百万円																																																																																																																																																			
減価償却累計額																																																																																																																																																				
動産	6,002百万円																																																																																																																																																			
その他	491百万円																																																																																																																																																			
合計	6,493百万円																																																																																																																																																			
中間連結会計期間末残高																																																																																																																																																				
動産	5,742百万円																																																																																																																																																			
その他	484百万円																																																																																																																																																			
合計	6,227百万円																																																																																																																																																			
1年内	2,147百万円																																																																																																																																																			
1年超	4,394百万円																																																																																																																																																			
合計	6,542百万円																																																																																																																																																			
受取リース料	1,409百万円																																																																																																																																																			
減価償却費	1,205百万円																																																																																																																																																			
受取利息相当額	199百万円																																																																																																																																																			
1年内	8百万円																																																																																																																																																			
1年超	17百万円																																																																																																																																																			
合計	25百万円																																																																																																																																																			
支払リース料	201百万円																																																																																																																																																			
減価償却費相当額	201百万円																																																																																																																																																			
取得価額																																																																																																																																																				
動産	11,538百万円																																																																																																																																																			
その他	990百万円																																																																																																																																																			
合計	12,528百万円																																																																																																																																																			
減価償却累計額																																																																																																																																																				
動産	5,887百万円																																																																																																																																																			
その他	507百万円																																																																																																																																																			
合計	6,394百万円																																																																																																																																																			
中間連結会計期間末残高																																																																																																																																																				
動産	5,650百万円																																																																																																																																																			
その他	482百万円																																																																																																																																																			
合計	6,133百万円																																																																																																																																																			
1年内	2,109百万円																																																																																																																																																			
1年超	4,326百万円																																																																																																																																																			
合計	6,436百万円																																																																																																																																																			
受取リース料	1,361百万円																																																																																																																																																			
減価償却費	1,168百万円																																																																																																																																																			
受取利息相当額	190百万円																																																																																																																																																			
1年内	11百万円																																																																																																																																																			
1年超	19百万円																																																																																																																																																			
合計	31百万円																																																																																																																																																			
支払リース料	671百万円																																																																																																																																																			
リース資産減損勘定の取崩額	207百万円																																																																																																																																																			
減価償却費相当額	464百万円																																																																																																																																																			
減損損失	207百万円																																																																																																																																																			
取得価額																																																																																																																																																				
動産	11,609百万円																																																																																																																																																			
その他	994百万円																																																																																																																																																			
合計	12,603百万円																																																																																																																																																			
減価償却累計額																																																																																																																																																				
動産	6,041百万円																																																																																																																																																			
その他	509百万円																																																																																																																																																			
合計	6,551百万円																																																																																																																																																			
年度末残高																																																																																																																																																				
動産	5,567百万円																																																																																																																																																			
その他	484百万円																																																																																																																																																			
合計	6,052百万円																																																																																																																																																			
1年内	2,127百万円																																																																																																																																																			
1年超	4,234百万円																																																																																																																																																			
合計	6,362百万円																																																																																																																																																			
受取リース料	2,774百万円																																																																																																																																																			
減価償却費	2,376百万円																																																																																																																																																			
受取利息相当額	392百万円																																																																																																																																																			
1年内	10百万円																																																																																																																																																			
1年超	20百万円																																																																																																																																																			
合計	31百万円																																																																																																																																																			

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

I 前中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,990	5,010	19
地方債	6,177	6,146	△30
短期社債	—	—	—
社債	9,053	9,082	28
その他	54,185	53,936	△249
外国債券	54,185	53,936	△249
その他	—	—	—
合計	74,406	74,175	△231

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	57,059	66,744	9,685
債券	551,768	545,327	△6,440
国債	398,878	394,529	△4,348
地方債	85,473	84,157	△1,316
短期社債	—	—	—
社債	67,416	66,640	△775
その他	158,980	156,603	△2,376
外国債券	140,847	138,876	△1,971
その他	18,132	17,727	△405
合計	767,807	768,675	868

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、544百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	13,175
非上場株式	2,748
非上場その他の証券	311

(追加情報)

連結子会社である株式会社和歌山銀行において、株式会社紀陽銀行との合併を控え、当中間連結会計期間中に合併後の資金運用方針を勘案し、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、株式会社和歌山銀行の保有するすべての満期保有目的の債券20,490百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が101百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」が101百万円減少しております。

II 当中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,993	5,000	6
地方債	8,412	8,410	△2
短期社債	—	—	—
社債	24,174	24,242	68
その他	54,481	54,155	△326
外国債券	54,481	54,155	△326
その他	—	—	—
合計	92,061	91,808	△253

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	57,666	68,987	11,321
債券	551,382	545,937	△5,444
国債	331,235	327,213	△4,022
地方債	123,995	123,056	△939
短期社債	—	—	—
社債	96,150	95,667	△483
その他	161,636	158,441	△3,195
外国債券	138,353	136,115	△2,237
その他	23,283	22,325	△957
合計	770,685	773,366	2,681

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、903百万円(すべて株式)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	13,959
譲渡性預け金	10,000
非上場株式	2,348
非上場その他の証券	204

[前へ](#)

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	12,913	△10

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	4,991	5,000	8	8	—
地方債	8,393	8,381	△11	17	29
短期社債	—	—	—	—	—
社債	24,183	24,291	107	117	9
その他	55,563	55,299	△264	166	430
外国債券	55,563	55,299	△264	166	430
その他	—	—	—	—	—
合計	93,133	92,973	△159	310	469

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	58,517	71,252	12,734	16,832	4,098
債券	519,124	513,153	△5,971	447	6,418
国債	333,416	328,678	△4,738	34	4,772
地方債	103,930	103,179	△751	221	972
短期社債	—	—	—	—	—
社債	81,776	81,294	△481	191	673
その他	117,498	118,141	642	2,225	1,582
外国債券	91,672	90,479	△1,193	263	1,456
その他	25,826	27,662	1,836	1,962	126
合計	695,140	702,547	7,406	19,505	12,099

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、682百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
その他(外国債券)	402	386	△15

(売却の理由) 当社の連結子会社の株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の合併前に、合併後の資金運用方針を勘案し、株式会社和歌山銀行において満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	379,492	2,886	2,615

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	13,365
非上場株式	2,387
非上場その他の証券	222

7 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、当社の連結子会社の株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の合併前に、合併後の資金運用方針を勘案し、株式会社和歌山銀行において満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、株式会社和歌山銀行の保有していたすべての満期保有目的の債券20,490百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

また、保有目的区分を変更した債券のうち1,201百万円を株式会社紀陽銀行において売却したことにより、109百万円の売却損を計上しております。この結果、保有目的区分を変更した残りの債券について満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券が300百万円減少し、繰延税金資産が121百万円増加し、その他有価証券評価差額金が178百万円減少しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	36,575	221,243	219,140	87,127
国債	18,703	117,365	131,596	66,004
地方債	3,774	38,366	69,432	—
短期社債	—	—	—	—
社債	14,098	65,511	18,111	21,123
その他	20,432	53,874	46,189	31,397
外国債券	20,432	53,243	43,289	29,076
その他	—	631	2,899	2,320
合計	57,008	275,117	265,329	118,524

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	868
その他有価証券	868
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	93
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	774
(△)少数株主持分相当額	60
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	714

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,681
その他有価証券	2,681
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	95
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,585
(△)少数株主持分相当額	27
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,558

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,406
その他有価証券	7,406
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,827
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,578
(△)少数株主持分相当額	33
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,545

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	51,134	68	68
	為替予約	55,757	△264	△264
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△195	△195

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	161,085	154	154
	為替予約	12,266	△7	△7
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	146	146

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループの利用しているデリバティブ取引は、次のとおりです。

- ・金利関連取引：金利スワップ取引、金利先物取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替スワップ取引、先物外国為替取引、通貨オプション取引
- ・株式関連取引：株価指数先物取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券オプション取引、債券先物オプション取引
- ・その他の取引：クレジットデリバティブ取引

(2) 取組方針

当社グループは貸出金、有価証券、預金等の資産・負債にかかるリスクヘッジを目的とした取組を基本としています。このため、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引については、一定の限度の中での取組としております。

(3) 利用目的

当社グループは、主として、資産・負債から生じる金利・価格変動・為替リスク、対顧客取引における為替リスクのヘッジを行うためにデリバティブ取引を利用しています。

短期的な売買差益の獲得を目的とした取引なども一部行っておりますが、一定の限度額の範囲にとどめるなど、リスクには十分配慮した取組を行っております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下の通りであります。

① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」によっております。

② ヘッジ方針

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクを対象としてヘッジを行っております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段……通貨スワップ、為替スワップ
- ・ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジの有効性の評価方法

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。

当社グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分リスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、平成19年3月31日現在では、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引はありません。

また、当社グループは信用リスクを考慮し、対顧客取引以外のデリバティブ取引については、相手先を銀行、証券会社等に限定しております。

なお、平成19年3月末のデリバティブ取引の与信相当額(カレント・エクスポージャー方式)は、4,536百万円であります。

(5) リスク管理体制

当社グループは、リスク管理規程で制定したリスク管理体制の下、リスク管理の基本方針及びリスク管理関連諸規程に基づくリスク管理・監査を行っております。

また、株式会社紀陽銀行では、デリバティブ取引は、権限規程並びに取引限度額・ロスカットルール等に基づき各取引の担当部署が実行及び管理を行い、定期的にリスク管理委員会及びALM戦略委員会に報告を行うとともに、リスク管理担当部署が統括管理を行い、相互牽制が働く体制を取っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	73,346	70,148	101	101
	為替予約				
	売建	7,071	—	△34	△34
	買建	10,282	—	52	52
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	119	119

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は銀行業務を中心に、リース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1)外部顧客に 対する経常収益	40,054	3,560	43,615	—	43,615
(2)セグメント間の 内部経常収益	257	1,625	1,882	(1,882)	—
計	40,311	5,186	45,498	(1,882)	43,615
経常費用	33,213	5,085	38,299	(1,876)	36,423
経常利益	7,098	100	7,199	(6)	7,192

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・・・・・・銀行業務

(2) その他の事業・・・・・・・・事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、
クレジットカード業務、電子計算機関連業務等

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 減価償却の方法」に記載のとおり、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、銀行業において、経常費用が15百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 減価償却の方法」に記載のとおり、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、銀行業において、経常費用が42百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1)外部顧客に 対する経常収益	73,560	7,123	80,683	—	80,683
(2)セグメント間 の内部経常収益	466	2,749	3,215	(3,215)	—
計	74,027	9,872	83,899	(3,215)	80,683
経常費用	66,336	9,311	75,648	(3,171)	72,477
経常利益	7,690	560	8,251	(44)	8,206

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・・・・・・銀行業務

(2) その他の事業・・・・・・・・事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、
クレジットカード業務、電子計算機関連業務等

3 前連結会計年度において、リース業及びクレジットカード業を区分掲記しておりましたが、それぞれ全セグメントの経常利益の合計額の10%未満となり重要性がなくなったため、当連結会計年度よりその他の事業に含めて表示しております。なお、当連結会計年度のその他の事業には、リース業及びクレジットカード業に係る以下の計数が含まれております。

	リース業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)
経常収益	3,589	2,318
経常利益	207	74

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年6月29日に開催された両行の定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって合併し、株式会社紀陽銀行は、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 合併比率

株式会社紀陽銀行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である当社が所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である当社のもとで、合併の対価として株式会社紀陽銀行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、株式会社紀陽銀行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。

増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金△1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

なお、上記の会計処理の概要は、連結子会社である株式会社紀陽銀行における処理であり、両行の親会社である当社の立場からは内部取引であるため、当該合併が当社の連結財務諸表に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	145.32	163.75	159.53
1株当たり中間 (当期)純利益	円	7.66	10.08	12.46
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	円	6.86	8.35	10.78

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	114,393	156,951	154,644
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	23,850	35,976	38,959
うち少数株主持分	百万円	1,361	1,778	1,792
うち優先株式発行金額	百万円	22,488	34,197	36,884
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円	—	—	282
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	90,542	120,974	115,684
1株当たり純資産額の 算定に用いられた 中間期末(期末) の普通株式の数	千株	623,046	738,756	725,177

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4,666	7,425	8,180
普通株主に帰属 しない金額	百万円	—	—	282
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円	—	—	282
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	4,666	7,425	7,897
普通株式の期中平均 株式数	千株	609,184	736,420	633,701
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	—	—	282
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円	—	—	282
普通株式増加数	千株	71,068	153,206	125,124
うち優先株式	千株	71,068	153,206	125,124
希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年6月29日に開催された両行の定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって合併し、株式会社紀陽銀行は、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 合併比率

株式会社紀陽銀行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である当社が所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である当社のもとで、合併の対価として株式会社紀陽銀行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、株式会社紀陽銀行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。

増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金△1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

なお、上記の会計処理の概要は、連結子会社である株式会社紀陽銀行における処理であり、両行の親会社である当社の立場からは内部取引であるため、当該合併が当社の連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 当社は、平成18年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に払込が完了いたしました。

また、同日、当社より株式会社紀陽銀行に対する同額の増資払込を行いました。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社紀陽ホールディングス第4回第一種優先株式 |
| (2) 募集株式の数 | 45,000,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき700円 総額31,500,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき350円 総額15,750,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき350円 総額15,750,000,000円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (7) 申込期日 | 平成18年11月13日 |
| (8) 払込期日(新規発行年月日) | 平成18年11月13日 |

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社は、当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との経営統合の過程で発生した株式会社紀陽銀行が保有する当社株式を、平成19年10月29日開催の取締役会において、消却することを目的に当社が取得することを決議しました。また、平成19年11月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、平成19年11月5日に自己株式を取得し、下記のとおり消却いたしました。

(1) 消却した自己株式の種類及び種類ごとの数

普通株式 1,618,895株

第三種優先株式 24,000,000株

(2) 消却日 平成19年11月5日

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		12,453		2,911		11,622	
有価証券		—		10,000		—	
その他		1,705		520		1,654	
流動資産合計		14,158	12.0	13,432	9.0	13,276	8.9
固定資産							
有形固定資産	※1	0		0		0	
無形固定資産		1		1		1	
投資その他の資産							
関係会社株式		98,670		131,128		131,128	
関係会社長期貸付金	※2	5,000		5,000		5,000	
その他		139		99		119	
投資その他の 資産合計		103,809		136,227		136,247	
固定資産合計		103,811	87.9	136,229	91.0	136,249	91.0
繰延資産		92	0.1	76	0.0	106	0.1
資産合計		118,062	100.0	149,738	100.0	149,632	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
その他		30		46		40	
流動負債合計		30	0.0	46	0.0	40	0.0
固定負債							
長期借入金	※3	5,000		5,000		5,000	
固定負債合計		5,000	4.3	5,000	3.4	5,000	3.4
負債合計		5,030	4.3	5,046	3.4	5,040	3.4
(純資産の部)							
資本金		42,600	36.1	58,350	38.9	58,350	39.0
資本剰余金							
資本準備金		31,294		47,044		47,044	
その他資本剰余金		31,293		31,291		31,292	
資本剰余金合計		62,587	53.0	78,336	52.3	78,337	52.3
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		7,879		8,062		7,952	
利益剰余金合計		7,879	6.7	8,062	5.4	7,952	5.3
自己株式		△34	△0.1	△57	△0.0	△48	△0.0
株主資本合計		113,032	95.7	144,691	96.6	144,592	96.6
純資産合計		113,032	95.7	144,691	96.6	144,592	96.6
負債純資産合計		118,062	100.0	149,738	100.0	149,632	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前事業年度 の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益			8,168	100.0		2,678	100.0		8,572	100.0
営業費用										
販売費及び一般管理費	※1	327	327	4.0	264	264	9.9	545	545	6.4
営業利益			7,840	96.0		2,414	90.1		8,026	93.6
営業外収益	※2		78	1.0		105	3.9		167	2.0
営業外費用	※3		96	1.2		118	4.4		207	2.4
経常利益			7,822	95.8		2,400	89.6		7,987	93.2
税引前中間(当期) 純利益			7,822	95.8		2,400	89.6		7,987	93.2
法人税、住民税 及び事業税		1			29			46		
法人税等調整額		△52	△50	△0.6	1	30	1.1	△6	40	0.5
中間(当期)純利益			7,873	96.4		2,370	88.5		7,946	92.7

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	42,600	62,589	—	62,589	5	△16	105,179	105,179
中間会計期間中の変動額								
中間純利益					7,873		7,873	7,873
資本準備金からその他資本 剰余金への振替		△31,294	31,294	—			—	—
自己株式の取得						△23	△23	△23
自己株式の処分			△1	△1		5	4	4
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△31,294	31,293	△1	7,873	△18	7,853	7,853
平成18年9月30日残高(百万円)	42,600	31,294	31,293	62,587	7,879	△34	113,032	113,032

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	58,350	47,044	31,292	78,337	7,952	△48	144,592	144,592
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)					△2,260		△2,260	△2,260
中間純利益					2,370		2,370	2,370
自己株式の取得						△13	△13	△13
自己株式の処分			△0	△0		4	3	3
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△0	△0	109	△9	99	99
平成19年9月30日残高(百万円)	58,350	47,044	31,291	78,336	8,062	△57	144,691	144,691

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	42,600	62,589	—	62,589	5	△16	105,179	105,179
事業年度中の変動額								
新株の発行	15,750	15,750		15,750			31,500	31,500
当期純利益					7,946		7,946	7,946
資本準備金からその他資本 剰余金への振替		△31,294	31,294	—			—	—
自己株式の取得						△39	△39	△39
自己株式の処分			△1	△1		7	5	5
事業年度中の変動額合計 (百万円)	15,750	△15,544	31,292	15,748	7,946	△32	39,413	39,413
平成19年3月31日残高(百万円)	58,350	47,044	31,292	78,337	7,952	△48	144,592	144,592

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式の評価は、移動平均法による原価法により行っております。	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 譲渡性預金については 償却原価法	子会社株式の評価は、移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品：4年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 創立費 創立費については、5年間の均等償却を行っております。 (2) 新株発行費 新株発行費については、3年間の均等償却を行っております。 —————	(1) 創立費 同左 ————— (3) 株式交付費 株式交付費については、定額法(3年)により償却しております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。 (追加情報) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、前事業年度の下期から同実務対応報告を適用しております。 なお、前中間会計期間に当中間会計期間と同一の方法を採用した場合の影響はありません。	(1) 創立費 同左 ————— (3) 株式交付費 株式交付費については、定額法(3年)により償却しております。なお、前事業年度以前に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。 (会計方針の変更) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「株式交付費」は8百万円増加し、「株式交付費償却」は8百万円減少するとともに、税引前当期純利益は同額増加しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			<p>前事業年度において繰延資産の内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p> <p>前事業年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費償却」は、当事業年度より「株式交付費償却」として表示する方法に変更しております。</p>
4 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は113,032百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は144,592百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(中間貸借対照表関係) 前事業年度において、「現金及び預金」に含めて表示していた譲渡性預金(当中間会計期間末10,000百万円、前中間会計期間末一百万円、前事業年度末11,100百万円)は、当中間会計期間より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 改正平成19年11月6日)に基づき、中間貸借対照表(個別)において「有価証券」として表示しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 74百万円	※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 88百万円	※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 155百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 55百万円	※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 69百万円	※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 117百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
普通株式	49	92	17	123	(注)

(注) 増加株式数は単元未満株式の買取によるもの、減少株式数は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
普通株式	198	71	17	251	(注)

(注) 増加株式数は単元未満株式の買取によるもの、減少株式数は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
普通株式	49	173	24	198	(注)

(注) 増加株式数は単元未満株式の買取によるもの、減少株式数は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)及び前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社がそれぞれ株式を100%保有していた株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年6月29日に開催された両行の定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって合併し、株式会社紀陽銀行は、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

内容等につきましては、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 中間連結財務諸表」の「企業結合等関係」に記載しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社は、平成18年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に払込が完了いたしました。

また、同日、当社より株式会社紀陽銀行に対する同額の増資払込を行いました。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社紀陽ホールディングス第4回第一種優先株式 |
| (2) 募集株式の数 | 45,000,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき700円 総額31,500,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき350円 総額15,750,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき350円 総額15,750,000,000円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (7) 申込期日 | 平成18年11月13日 |
| (8) 払込期日(新規発行年月日) | 平成18年11月13日 |

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式の取得

当社は、平成19年10月29日開催の取締役会において、会社法第163条及び第156条の規定に基づき、当社の子会社である株式会社紀陽銀行が保有する当社株式を当社が取得することを決議し、平成19年11月5日に下記のとおり自己株式を取得いたしました。

(1) 取得の理由

株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の経営統合の過程で発生した株式会社紀陽銀行が保有する当社株式を消却するため。

(2) 取得した株式の種類及び種類ごとの数

普通株式	1,618,000株
第三種優先株式	24,000,000株

(3) 株式の取得価額の総額

普通株式	292百万円
第三種優先株式	7,005百万円

(4) 取得日 平成19年11月5日

なお、株式会社紀陽銀行が保有する単元未満株式895株につきましても、別途買取請求を受け、当社が取得いたしました。

2 自己株式の消却

当社は、上記により取得する当社株式について、平成19年11月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、平成19年11月5日に下記のとおり消却いたしました。

(1) 消却した自己株式の種類及び種類ごとの数

普通株式	1,618,895株
第三種優先株式	24,000,000株

(2) 消却日 平成19年11月5日

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第2期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月29日 関東財務局長に提出。
---------------------	---------------	-----------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は平成18年10月27日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に全株式を割り当てる優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に総額31,500百万円の払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(8)に記載されているとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻について、払戻時の費用として処理する方法から必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年11月2日開催の取締役会決議により自己株式を平成19年11月5日に消却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月27日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に全株式を割り当てる優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に総額31,500百万円の払込が完了した。また、同日、会社より株式会社紀陽銀行に対する同額の増資払込を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は、平成19年10月29日開催の取締役会決議により子会社の株式会社紀陽銀行が保有する自己株式を平成19年11月5日に取得している。
- 重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は、取得した自己株式について、平成19年11月2日開催の取締役会決議により、平成19年11月5日に消却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。